

【資料 1】

附属特別支援学校いじめ防止基本方針

富山大学教育学部附属特別支援学校

I いじめに対する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こりうる」ものであり全国的にも深刻な状況が続いている。

本校では、学校や家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下、「法」という）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止や、早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「附属特別支援学校いじめ防止基本方針」を策定する。

【いじめの定義】

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止推進法 第 2 条より

※個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることではなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、児童生徒の障害の状態や複数の教員、保護者、専門家等の目から見た状況判断により総合的に判断することが必要である。

【いじめ問題に関する基本的認識】

- (1) 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」と強い認識をもつこと。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち親身になって指導を行うこと。
- (3) いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを有していること。
- (4) いじめ問題は、教師の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題であること。
- (5) 家庭・学校・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

いじめ問題に関する総合的な取組について（平成 8 年 7 月児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議（報告）より

II いじめへの対応

1 いじめの問題に取り組むための組織

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために「いじめ対策委員会」を設置する。

○構成員

- ・ 校長、副校長、教頭、各学部主事、生徒指導主事、養護教諭

○役割

- ・ 本校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、検証。
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発。

【資料1】

- ・発見されたいじめの事案への対応。
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口。
- ・本校いじめ防止基本方針の見直し。

※重大な事案については大学学長に報告し、組織的に対応して解決に当たる。

2 未然防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

○具体的な対応策

- ①充実感や達成感を味わうことができる「分かる授業」づくりに努める。
- ②規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。
- ③学級運営では自己有用感を高め、学級での居場所づくりに努める。
- ④いのちの教育や人権教育を推進し、互いの良さや違いを認め、他を思いやる心を育てる。
- ⑤教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。些細なことの積み重ねが重大な事案につながる可能性もあると教職員自らが認識し、児童生徒への指導に当たる。
- ⑥学級活動や全校集会等でいじめへの関心や理解を高めるとともに、よりよい人間関係の育み方について具体的に学習する機会を設ける。
- ⑦ネットいじめ防止のため、ソーシャルネットワーキングサービスの適切な利用方法を含む情報モラル教育をあらゆる教育活動を通じて行うとともに専門家による講習会も取り入れながら計画的に進める。

3 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを見逃したり軽視したりすることなく積極的に認知する。

○具体的な対応策

- ①児童生徒の特徴や状況の変化について教職員間で共通理解を図る。
- ②登校時に児童生徒の様子や視線、言動を観察し、気になれば言葉掛けや面談を行う。
- ③児童生徒の言動を注意深く観察し、いじめの被害や加害につながりそうな状況にある児童生徒の個別支援や見守り、気づきを促す言葉掛けを行う。
- ④いじめに関するアンケート調査を行い、早期発見に努めるとともに、調査に基づいた教育相談の充実を図る。

4 早期対応

いじめが認識された場合、いじめを受けた児童生徒の迅速な安全確保、関係児童生徒に対する事情確認並びに適切な指導等、「いじめ対策委員会」を中心とした組織的な対応で早期解消に取り組む。また、事案によっては家庭や教育委員会、関係機関と連携する。

○具体的な対応策

- ①いじめを訴えた児童生徒に対しては本人の痛み寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。

【資料 1】

- ②いじめを行う児童生徒に対しても、その行為に至った背景を家庭や学校で様々なストレスを抱えているかもしれないと捉え、慎重に対応し、心のケアに努める。
- ③聴き取り調査による詳細な事実確認と正確な状況判断（正確かつ迅速に）を行い、いじめの原因や背景を把握する。
- ④当該児童生徒のケース会議を設け、教職員の緊密な情報交換や共通理解及び指導方針の明確化を図りチームでの対応を行う。（指導経過を時系列でまとめて記録する）
- ⑤被害児童生徒、加害児童生徒の保護者へ、学校が把握した事実及び対応策等について報告する。
- ⑥ネットいじめについては、サイト管理者への削除要請を行うとともに、児童生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、警察と連携して対応する。

5 再発防止

同じ児童生徒が被害者となるいじめが再発、さらには、いじめの加害者と被害者が入れ替わったり、いじめの対象が変わったりしていじめが継続することを防ぐ。

○具体的な対応策

- ①校長をはじめ教職員がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行う。
- ②お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努める。
- ③学級活動やホームルームの時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。
- ④児童生徒会活動等において、いじめの問題を取り上げる。
- ⑤いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。
- ⑥児童生徒の変化を定期的に確認・検証する。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。

6 地域や家庭との連携

児童生徒の健やかな成長を促すため、PTAや地域とともにいじめの問題に対して協議する機会を設けるなどして、家庭、地域と連携した取組を推進する。

○具体的な対応策

- ① 当校のいじめ防止基本方針を公表し保護者や地域の理解と協力を得るよう努める。
- ② 家庭訪問や学部だより、連絡帳などを通じて、家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ③ いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力してその解消に当たる。
- ④ PTAや学校評議員会等、地域の関係団体とともにいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。
- ⑤ スマートフォンや携帯音楽プレイヤー、携帯型ゲーム機等を使ったネットいじめの事例を紹介するなど、ネットの危険性についての理解を深め、情報機器の使用やネットの利用における約束、ルールづくりについての啓発活動を行う。

【資料1】

7 重大事態への対処

【重大事態とは】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

いじめ防止対策推進法 第28条より

【重大事態の例】

○児童生徒の生命、心身、財産に生じる重大な被害について

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・軽傷で済んだものも含む。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - ・リストカットなどの自傷行為を行った。
 - ・暴行を受け、骨折した。
 - ・殴られて歯が折れた。
 - ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - ・嘔吐や腹痛などの心因性の反応が続く。
 - ・多くの人の前で下着を脱がされ、裸にされた。
- ③ 金品に重大な被害を被った場合
 - ・複数の生徒から多額の金銭を要求された。
 - ・スマートフォンを壊された、盗まれた。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - ・欠席が続き、当該校への復帰ができないと判断し、転学等をした。

○欠席する相当の期間とは、年間30日を目安とする。

- ① 前記にあたる疑いがある場合は、重大事態として事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 重大事態が発生した場合、直ちに大学学長に報告し、直ちに適切な対処を行う。
- ③ いじめ防止対策委員会が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ④ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- ⑤ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して提供する。

【資料1】

Ⅲ いじめが起こった場合の組織的な対応の流れ

